

## 平成18年度 松戸市教育施策基本方針

今日の我が国は、「変革の時代、混迷の時代、国際競争の時代」という、急速、急激な変化の時代を迎えており、これまでも増して未来を予測することが困難な時代に直面しています。

教育界においては、昨年10月、中央教育審議会から「義務教育の構造改革」にかかわる答申、「新しい時代の義務教育を創造する」が示されました。この中では、新しい義務教育の姿とともに、その実現に向けて、現在の教育システム全体を真摯に検証することが必要であると述べられています。また、国の責任として「ナショナル・スタンダード」を確保し、その上に、市町村と学校の主体性と創意工夫により「ローカル・オプティマム」(各地域における教育の最適な状態)を実現していくことが求められています。このような地方分権の流れは、本市の教育課題の解決、改善に向けて、自主性・自律性を発揮できる大きな好機として捉えることができると同時に、その役割と責任が今以上に大きく求められることにもなります。また、学習活動がライフステージのすべての段階に拡大している生涯学習社会の今日にあっては、教育サービスの供給体系も、時間・空間・内容の視点から、総合的に再編成を推進していく必要があります。

本市においては、「松戸市教育改革アクションプラン」のもと、教育課題の解決に向けて歩を進めてまいりました。教育改革のコンセプトは学校をはじめ各分野に確実に浸透してきておりますが、教育環境の急激な変化を考えますと、現在進めている事業も、また教育改革の計画自体も柔軟に展開していく必要があります。そのためには、「スクラップ・アンド・ビルド」による見直し作業を積極的に進めるとともに、短いスパンで計画全体を総括し、いかなる変化にも対応できる土台を築いていくことが急務であります。

本年度は、これまで進めてきた「教育資源の整備」「学区制緩和の推進」「IT環境の充実推進」に関する教育改革の成果を、「学校支援」「新しい教育システム」「家庭と地域の教育支援」「新しい教育連携」の4つのプランの中に具体的に機能させるように、教育改革を推進していきます。加えて、教育行政や学校における「情報提供」の推進及び「人材育成」の充実、家庭や地域の教育力の向上、児童生徒の「生きる力」の育成、特色ある教育活動の支援、市民の「学習機会の充実」と「豊かな学習環境づくり」を進めてまいります。

これらを迅速かつ的確に行うためには、市教育行政に携わる全職員が、課題や目的を認識し、英知を結集して、柔軟に対応していく必要があります。そのために、各人の資質や専門的スキルを高めるとともに、組織体としても総合的な機能強化を図ってまいります。

また、松戸市は人権尊重都市宣言を行い、その推進に全庁的に取り組んでいます。

基本的人権の尊重という普遍的な価値について共通理解を深めつつ、その価値を後世に継承していくことは教育の重要な責務であると考えます。特に、子どもたちに対しては、児童の権利に関する条約を十分尊重し、一人一人の人権に配慮した人権教育を推進することを確認し、ここに平成18年度の教育施策基本方針を次のように定めます。

## 1 生涯学習社会を推進する体制を整備します。

市民が学びたいときに学べるよう、学習者に対する情報提供、相談などの支援体制を整備し、豊かな学習環境の形成に努めます。

- (1) 教育行政や学校における情報の提供に努め、共通理解を深めます。
- (2) 生涯学習を推進するために、人材の育成や学習の機会と場の提供に努めます。

## 2 児童生徒の「生きる力」の要素である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成します。

学校教育において、激動の社会で自らの将来の目標を持ち、次代を担う社会人になる児童生徒達には、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むことが必要であり、その基礎基本である「4 R s」(読み、書き、計算、責任)をしっかりと身に付けさせ、「生きる力」を育成します。

- (1) 4 R s の定着に努め、特色ある学校づくりを推進します。
- (2) 安全で安心できる学校づくりに努めます。
- (3) 特別支援教育、教育相談の充実に努めます。

## 3 市民の社会教育の振興を図るための環境を整えます。

豊かな生活文化を築くために、大人も子どもも様々な学習ができるようにします。市民の文化・芸術活動及びスポーツ・レクリエーション活動を支援し、健康や生きがいづくりの育成及び豊かな人間性の育成に努めます。また、文化財の保護、郷土文化の伝承・創造を図り、市民の共有の資産として後世に伝えます。

- (1) スポーツ振興マスタープランにより、総合型地域スポーツクラブの設立支援に努めます。
- (2) 図書館の夜間開館の拡大を行い、学習の機会と場の提供を推進します。
- (3) 基礎学力再履修講座・中学校版家庭教育学級講座など、学習の機会の充実に努めます。
- (4) 企画展を開催するなど、文化・芸術の振興を図ります。

## 4 基本的人権の尊重意識を高めます。

教育委員会は人権教育を進め、すべての市民がかけがえのない平等な存在として尊重される社会の実現を目指します。

- (1) 児童生徒に対する人権教育を推進します。
- (2) 教職員に対する人権教育を推進します。
- (3) 社会教育における人権学習の機会を充実します。